

ニッポナリアと対外交渉史料の魅力 (24)

し、貴方が乗船してくることを知らなかったと弁解して、犯人には重い刑罰を加えるとし出した。暴行は上司の指示ではなく一個人の行為であったと認めたので私も納得し、この件は日本の法律に一任した。これに対し日本側がいかなる処置をとったか、やがて分るであろう。」⁽⁴⁾

と、現代にも通じる国際性の豊かな対応をしています。従って、この事件はこれ以上大きくならなかったのですが、幕府がビッドルを殴打した日本人に対してとった措置はわからず、幕府側の文書や記録も見つかりません。

■幕府、ビッドルに「諭書」を渡す

さて、この時返書として幕府がビッドルに渡した「諭書」には、

「此度我國に交易致度旨願ふと云とも、我國は斯かる外國之通信通商を免事、國禁にして、免さるる事故に、早々歸帆すべし。先年より度々通商願國も免さず、其國とても同様之事なれば、此後幾度來願とも無益之事也。勿論外國之事は、長崎にて扱ふ國法にて、此地外國之事を扱ふ所にあらず。されば願申度旨ありとも、ここに來候而は事不レ通問、再び爰に來る事なかれ。」⁽⁵⁾

という文面になっており、幕府はこれまでも通商を求めた国があったが、それを許しておらず、(今回も)それと同じことである。今後、何度来ても無駄である。また外国との交渉は長崎以外では行わないとして、鎖国体制を前提に速やかな退去と再来を禁じています。

ビッドルは、いとも簡単に幕府に開国意図がないことを理解し、水と食料等の補給を受け、二十九日に九日間停泊した浦賀沖を抜錨しました。ヴァンセンス号に諭書を託して広東に廻航させ、自らはコロブス号で米墨戦争に参戦するためカリフォルニアへ向かっています。

ヴァンセンス号が戻った広東には、途中で下艦していたエヴェレットが公使として着任し、ビッドル訪日の成果を待ち受けていました。彼は諭書を中国人に翻訳させた結果、言い聞かせて説得させるための文章であり、さらに日付や署名のない文章であるにも拘わらず、早々に交渉を打ち切ったビッドルを厳しく批判しています。

■ペリーへ繋がるビッドルの経験

ビッドルの交渉は職業外交官のエヴェレット

からすれば緩慢なものであり、本国政府にもその旨の報告がなされました。ビッドルはエヴェレット代理の要員として選ばれたわけですが、この人選も含めてアメリカ政府の計画の杜撰さが露呈したものと いえます。彼にはオスマントルコとの通商条約の締結に随行した経験はありましたが、外交交渉を主導することは不慣れであったようです。

従って、軍事的な威嚇や外交面での駆け引きは殆ど用いず、淡泊とも思える実直な交渉を行っています。また、彼のこの性格は寛大さとなって表れ、自分に暴力を振るった日本人を日本の法律に委ねるとする、分別のある決断をしています。もし、この冷静沈着な判断がなければ、後の世の「大津事件」⁽⁶⁾にも匹敵、もしくはそれを上回る事件へと拡大していたのではないのでしょうか。

エヴェレットの憤懣やる方ない心情に見られる如く、アメリカにとってこの交渉は失敗に終わったのですが、日本国内でも水戸の徳川齊昭をはじめとする保守派が、ビッドルの退去に際して水や食料を与えた幕閣を非難しています。このように、ビッドルの来航は日米双方の関係者に波紋を広げましたが、アメリカは歴史上初めて行った対日交渉の反省を七年後のペリーの日本派遣へと繋げ、その時日本人は初めて目にする黒い蒸気船の絵を描くことになるのです。

基本的な参考文献

- 開国百年記念文化事業会(編)『日米文化交渉史』第1巻 原書房 1980年。
- オフィス宮崎(訳)『ペリー艦隊日本遠征記』第1巻 栄光教育文化研究所 1997年。
- 徳富猪一郎(著)『近世日本国民史』第29巻 近世日本国民史刊行会 1965年。
- American National Biography.vol.2. Oxford Univ. Press. 1999.

註

- (1)当時の階級は大佐が最高位であり、ビッドルにしばしば付けられる“commodore”(代将)は元々、艦隊を率いる佐官級の艦長に与えられた称号である。同じ階級のペリーが“admiral”(提督)と呼ばれることが多いため、ここではこれに従う。
- (2)1790年から1800年までの約10年間。
- (3)帖装本とも言われ、経本に使われることが多い。
- (4)R. ヒルドレス(著) 北村勇(訳)『中世近世日欧交渉史』下巻 現代思想社、1981年 200頁。
- (5)徳富猪一郎(著)『近世日本国民史』第29巻 近世日本国民史刊行会 1965年160頁。
- (6)1891(明治24)年5月、日本訪問中に大津市を訪れたロシア皇太子に対し、警備していた巡査が突然斬りかかった事件で、当時の大日本帝国政府は処理に苦慮している。

おく まさよし(司書・事務長兼管理運営課長)